

メディアを利用して行う遠隔授業の実施に関する規定

鳥取県立青谷高等学校

第1条（目的）

この規定は、青谷高等学校において実施される、『高等学校における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について』（文部科学省通知：令和6年2月13日付5文科初第2030号）に示された、メディアを利用して自宅その他特別な場所で実施する遠隔授業（学校教育法施行規則第88号の3及び4に基づく遠隔授業をいう。以下同じ。）に関する取扱について定める。

第2条（対象となる者）

以下の各項のいずれかに該当する生徒のうち、学習意欲があり、学習を継続するために遠隔授業の実施が適切であると学校長が判断する者を、遠隔授業の対象者とする。

第1項（不登校）

原則として当該年度の欠席が30日を超えた生徒。また、断続的な不登校や不登校傾向がみられる生徒については、状況により学校長が判断する。

第2項（病気療養中の者）

病気療養中につき、通学が困難な生徒。

第3条（実施方法）

遠隔授業は、全科目を対象とし、その実施にあたっては、適切なメディア（オンライン会議システム、動画配信サービス、チャットツール等）を利用する。また、遠隔授業は、原則としてリアルタイムで授業配信を行い、質疑応答等の双方向のやりとり（カメラ常時有効、画面共有・共同編集・チャット等）を行うことが可能な方式（同時双方向型）で実施することを基本とする。授業担当者は、課題提出・小テスト・見取り・面接等で学習状況を把握する。これに加えて、実技・実習を行う科目は、実技の様子の画像等で、学習状況を把握する。

第4条（実施する期間）

一ヶ月とする。期間を延長する場合は、その後について、一ヶ月単位で期間を区切るものとする。その間、概ね一週間ごとに、参加状況を確認し、必要があれば家庭訪問を行う。

第5条（申請）

遠隔授業の実施を希望する生徒・保護者は、「遠隔授業実施希望願」（青高様式1）を学校長に提出し、申請する。

第6条（単位の認定）

第1項（基本的考え方）

遠隔授業の目的は、学習の機会の確保が主目的であり、単位取得を必ずしも前提とするものではない。

第2項（単位数の上限）

遠隔授業による修得単位数は、学校教育法施行規則に基づき、36単位を上限に、認定可能とする。病気療養中の場合については、この限りでない。

第3項（出席の扱い）

遠隔授業への出席は、指導要録に記載し、出席扱いとすることができる。但し、単位の履修・修得については、全科目において、一定時間数の対面授業を受けることを必要とする。

第7条（運用と評価・改善）

遠隔授業の実施状況を適時に評価し、必要に応じて適切に改善する。

第8条（その他）

この規定は、令和7年10月1日より施行する。